

映画輸入許可見込書

昭和十三年八月十日

大藏省局替局長 中 村 孝次郎 印

KAYA

日本アメリカ映画協会代表者

ミカエル・エム・ハーシャー 廣

昭和十三年五月二十八日付久保久治氏テ介し頒出相成候事關映画ノクレディット  
輸入ニ関スル件在前、條項ニ依り承認可相成見込ニ有之  
右及西和候也

記

一、昭和十三年末迄ニプリント・コスト最高三万弐千張度トシテ(本全額ハ将来本邦貿易、推移如何ニヨリ)依頼、上ニテ裏更正コートアルベニ(映画ヲ輸入し得ルニト但し一回)、  
最低價格ハ一仙六十二文。

二、右映画ノ輸入時期及數量ニ關シテハ毎月、輸入予定計画表ヲ各前月末迄ニ提出レ

当局承認ヲ受ケリト

三、右映画ノ輸入ニ付テ各業者ニ於テ輸入ノ都度昭和十二年大藏省令第1号アリ

係又ハ第4条一二、規定ニ依ル許可ヲ受クルリ要スルコト。

四、本印視下、非常時局ニ適應セサルガ如キ種類、映画ノ輸入ハ之ヲ許セサルベキユト  
五、輸入映画ノ上映ヨリ收得スル权利金ハ昭和十三年末迄ニ三百万圓(昨年九月ヨリ)

HG Mar #2620

1989

本年五月十五日迄ニ累積ニタル示送金取利金約二百万圓ヲ含ムシ張度トヒテ横濱正  
全銀行經由之ヲ米圓ノ送金シ得ルト

六、右权利金ノ送金ノ時期回数及各回ノ送金額ニ付テハ譯文送金予定表ヲ提出シ当  
向承認ヲ受クルト

七、右权利金ノ送金ニ付テハ其ノ都度各業者於昭和八年大藏省令ニヤ七年六月三日  
規定ニ依ル許可ヲ受クルヲ要スルニト

八、右許可ヲ受ケテ送金レタル全額入之ヲ米貨ニ換算ニ横濱正全銀行香港支店ノ無  
利子預金トテ墨キ送金手続経了後滿三年迄ルニ非ガレハ受取入ニ又押さ得ルニト  
九、权利金ノ收得額が本年未ニ至リ三百万圓ニ達セサルトナム送金ノ許可ハ右收得金額ノ範  
圍ニ張ルニユト

一〇、各業者ハ收得权利金ニ關シ昭和十三年五月十五日及七月末日現在高ヲ直ニ、同年八  
月以降毎月同一日現在高ヲ翌月十日迄ニ止ム當向ニ報告スルニト但シ銀行預金二付テ  
ハ預入先銀行、証明ヲ附スルニトヲ要ス

一一、各業者か外國為替管理法令又ハ前各項ニ違背シル場合其ノ他不都合一所有ア

リタルトキハ本件承認ハ取消サルベキコト

一二、輸入映画、画输出、本店員個人金並生フイルム、供給ニ關スル希望事項ハ本件  
承認ニハ関係ナキモ一意ナト